

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

2021年2月17日  
立憲民主党 国土交通部会

## コロナ禍における観光関連産業への支援に係る要望書

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により失われた旅行需要を喚起するため、Go To トラベル事業を昨年7月にスタートした。しかし、11月になり新規感染者が増加し、12月には事業が全国一斉に一時停止。その後、本年1月の緊急事態宣言の発出及び2月の緊急事態宣言の延長により、現在も事業の一時停止が継続されている。

一部地域では既に3ヵ月以上にわたって観光支援策がない状況が継続しており、全国的にも観光支援策がないどころか、事業の一時停止によって生み出された大量のキャンセルに見舞われ、さらに観光関連産業は窮地に追い込まれている。中小のみならず大手旅行会社においても、軒並み赤字決算を発表し、2020年の全国宿泊業の倒産件数は前年比57.3%増の118件となり、2013年以来7年ぶりに100件台に上った(東京商工リサーチ(TSR))。

このような状況の中、政府は観光業の回復に向けて、令和3年度観光庁予算において、インバウンド対策を始めとした「観光の再生と新たな展開」に多くの予算が計上されるなど、コロナ収束後の復活に向けた取組が中心となっている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により思うように事業を行えない状態が既に1年以上続き、従業員に対し賃金の削減や希望退職を募らざるを得ないなど危機的状況にあり、もはや、個別の企業、事業者、労働者の努力で改善を図れる状況ではなく、900万人を雇用している国内の観光関連産業は、一層窮地に追い込まれることとなる。コロナ収束後の復活に向けた取組が重要なのは理解するが、政府は、まずは現在、窮地に追い込まれている観光関連産業への支援を充実させ、雇用と産業の継続を守る必要があると考える。

については、下記のとおり申し入れする。

### 記

#### 1. 観光関連事業者向け 観光産業持続化給付金(仮称)等の支援制度の創設

唯一の観光支援策である GoTo トラベル事業の全国一斉一時停止により、窮地にある観光産業で働く労働者の雇用と観光産業の継続性の両面を担保するため、観光関連事業者向けの支援制度を創設すること。

## 2. 感染状況に応じたマイクロツーリズムを活用した旅行需要喚起策の段階的实施

現在一時停止されている GoTo トラベル事業については、観光関連産業から同事業の継続を希望する声もあることから、地域によって状況が異なることを考慮し、緊急事態宣言解除後に全国一斉に一律での再開ではなく、昨年来、提案してきたとおり、地域内観光・地域を限った近距離移動の旅行(マイクロツーリズム)を推進し、本事業の財源及び権限を地方に移管することによって、地方が中心となって自主的に事業を行うことが可能となるよう施策を講じ、全国的な一律展開については、感染症収束後に実施すること。

また、その際、GoTo トラベル事務局の大幅な経費削減、宿泊施設や旅行代理店等の手続き簡素化を図るため、簡易な方式の導入を実施する自治体と協議・検討すること。

## 3. 感染症対策・風評被害対策の実施

今般の感染症法改正により、宿泊療養が法律上の根拠が設けられたことから、旅館業法では衛生上の観点から宿泊を拒むことができなくなる危惧が生じている。これに対応するため、宿泊施設が感染対策等を講じる際の十分な支援措置を実施すること。あわせて、宿泊療養を受け入れる宿泊施設の風評被害対策を十分に講じること。

## 4. 公租公課や公共料金について負担軽減措置の延長・拡充

引き続き観光関連産業は厳しい状況にあることから、経営に影響を及ぼしている各種諸税や社会保険料、NHK 受信料などの公租公課・公共料金等について、負担軽減措置の延長・拡充を図ること。

## 5. 雇用調整助成金の特例措置延長

厳しい経営状況に陥っている観光関連産業に対し、従業員の雇用継続、モチベーションの維持等のため、雇用調整助成金の特例措置をコロナ禍が収束するまでの期間延長すること。

## 6. 新たな観光関連産業に対する支援の検討

持続可能な観光を実現する観点から、観光関連産業への支援に対しては、感染症の発生を念頭に置いた対策を位置付けること。その際、例えば観光関連産業を対象とした基金を設けるなど、観光産業に深刻な影響をもたらす感染症や災害発生時などに支援金を支給できるような仕組みを検討すること。